

## 機械安全教育に関する厚労省通達と セーフティアセッサ資格の適用について

厚生労働省より平成 26 年 4 月 15 日付にて、基安発 0415 第 3 号「設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育について」、及び基安安発 0415 第 1 号「設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育に関し留意すべき事項について」の通達が発出されました。この通達による機械安全教育カリキュラムへのセーフティアセッサ資格の適用に関して以下お知らせいたします。

### 1. 通達の概要について

機械による労働災害の防止を目的に、厚生労働省では、これまで「機械の危険性又は有害性の調査」の促進や「機械の包括的な安全基準に関する指針」の策定、更には「機械に関する危険性等の通知」の努力義務化が図られてきました。これらの基準や指針等により機械の安全化を進めるためには、機械メーカー、機械ユーザーの両者に、機械安全に対する知識を有する人材が必要であることから、今回、厚生労働省より通達が発出され、「設計技術者」及び「生産技術管理者」に対する機械安全教育実施要領が示されるとともに、人材育成のための教育の促進により労働災害の一層の防止が図られることになりました。

#### (1) 教育対象者

##### ① 設計技術者 機械の製造者(メーカー)等の設計技術者

[機械の製造者等には、エンジニアリング会社、機械の譲渡者(流通業者を含む)、機械の使用  
者であって機械の設計・改造を行う事業者が含まれます。]

##### ② 機械を使用する事業者(ユーザー)に所属する生産技術管理者

#### (2) 教育実施者

##### ① 機械の製造者(メーカー)、使用者(ユーザー)等の事業者

##### ② 事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体、事業者団体等

#### (3) 教育カリキュラム

##### ① 設計技術者に対する機械安全教育カリキュラム

##### ② 生産技術管理者に対する機械安全教育カリキュラム

#### (4) 教育に関し留意すべき事項について

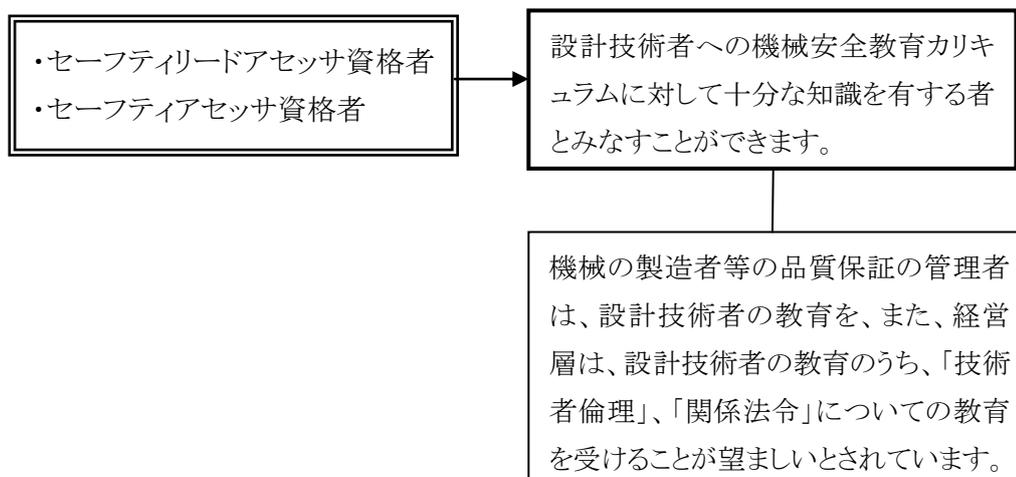
厚生労働省通達の基安安発 0415 第 1 号「設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育に関し留意すべき事項について」では、セーフティアセッサ資格である「セーフティリードアセッサ」、「セーフティアセッサ」及び「セーフティサブアセッサ」の資格を有する者は、該当する資格の試験・講習範囲において設計技術者あるいは、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育科目について、十分な知識を有する者であること、また、同資格の「セーフティベリシクアセッサ」は、機械ユーザーの職長、作業主任者、各種安全担当者の機械安全教育に有効であることが明記されました。

## 2. セーフティアセッサ資格と教育対象者の関連について

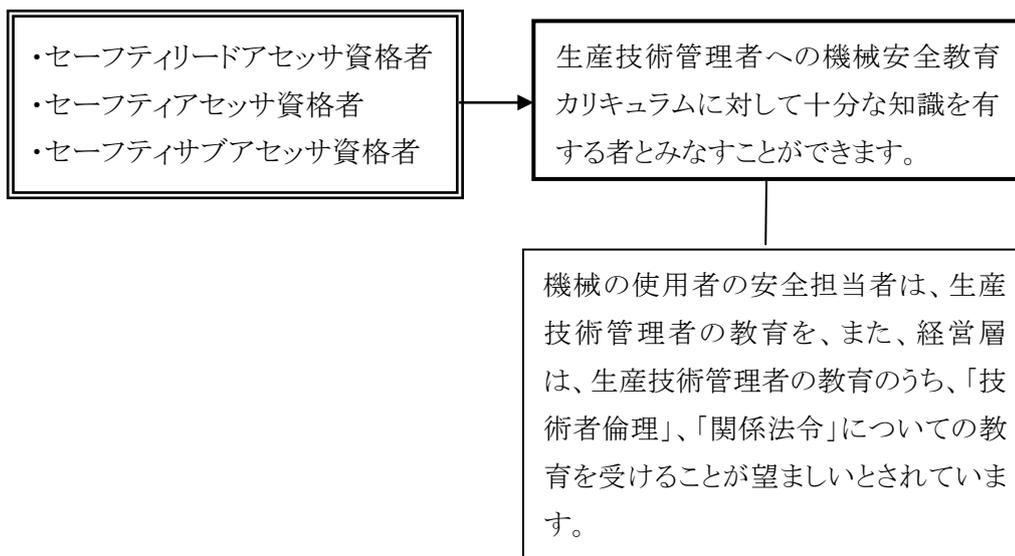
### (1) セーフティアセッサ資格者と教育対象者

セーフティアセッサ資格者は、それぞれの資格に要求している知識要件や実施している試験・講習範囲が、「設計技術者」あるいは「生産技術管理者」の教育に要求されている教育カリキュラムを十分満たしていることから、当該資格を有する者は、十分な知識を有するものとみなされます。それぞれの資格と教育対象者の関連については以下の通りです。

#### ① セーフティリードアセッサ、セーフティアセッサ

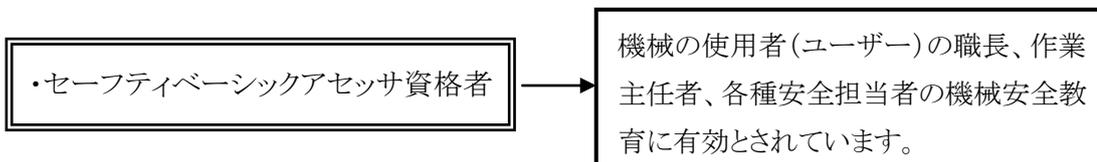


#### ② セーフティリードアセッサ、セーフティアセッサ、セーフティサブアセッサ



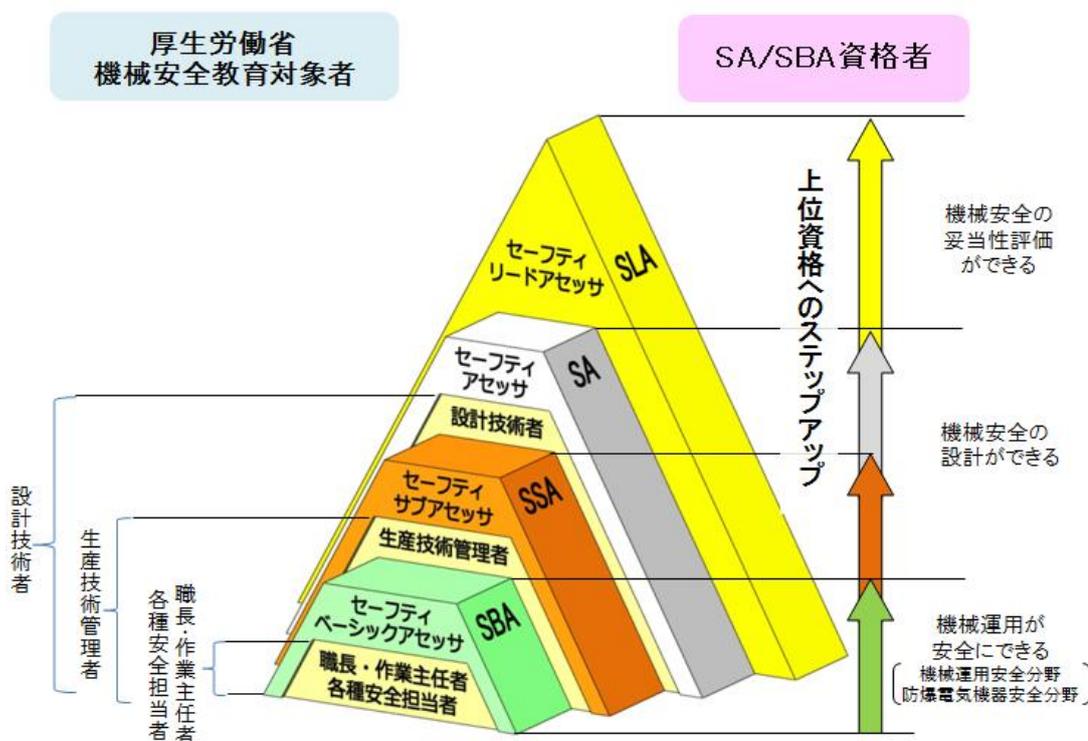
(2) セーフティベーシックアセッサ資格者と教育対象者

NECA が実施しているセーフティベーシックアセッサ資格は、機械の使用者(ユーザー)の職長、作業主任者、各種安全担当者の機械安全教育に有効とされています。



(3) セーフティアセッサ資格と教育対象者との関係

セーフティアセッサ資格と教育対象者との関係を示したのが以下の図です。各資格は、その当該教育対象者へのカリキュラムを十分包含しています。例えば、セーフティアセッサ資格は、基本的に機械安全に関する基礎6講座、応用6講座の合計12講座(72時間)を知識要件としており、設計技術者の教育カリキュラムの講習時間(30~40時間)を十分満たしています。また、セーフティサブアセッサ資格は、基本的に機械安全に関する基礎6講座(36時間)を知識要件としており、生産技術管理者の教育カリキュラムの講習時間(15時間)を十分満たしています。



### 3. 教育対象者へのセーフティアセッサ資格者の適用について

セーフティアセッサ資格(リードアセッサ、アセッサ、サブアセッサ)におけるそれぞれの資格者は、基本的に「設計技術者」あるいは「生産技術管理者」の機械安全教育カリキュラムに対して十分な知識を有する者とみなすことができますが、教育カリキュラムに示されている関連法令や技術者倫理等については、法改正等の更新を考慮し以下対応を行います。

#### (1) 既にセーフティアセッサ資格を保有されている方

- ① セーフティアセッサ資格者を対象とした技術者倫理、関連法令、関連規格の改正や動向についての有償講習会を実施します。
  - ・ 講習を受講された方には、「修了証書」を発行いたします。
  - ・ 講習実施の時期——2014年9月からの実施を予定しています。
- ② 上記講習会の受講が困難な、セーフティアセッサ資格者のためにテキストの提供を行い、このテキストでの学習確認を行います。
  - ・ 学習確認の方法——日本認証 HP に準備した設問への解答による学習確認を行います。確認が行われた方には、「修了証書」を発行いたします。
  - ・ テキスト提供の時期——2014年10月以降の実施を予定しています。
- ③ 講習会での受講、テキストによる学習のいずれもサーバランスの点数となります。

#### (2) 新たにセーフティアセッサ資格を取得される方

法令改正・技術者倫理等の更新を含む講習会及び試験を実施しますので、当該教育対象者への適用について別途対応いただくことはありません。資格を取得されることで、当該教育カリキュラムに対して十分な知識を有する者とみなされます。なお、日本認証では、資格取得後の法改正等の更新を確実なものとしていただくために、新たに資格取得された方にも、定期的に法改正等の更新情報の提供を行います。

なお、アセッサ資格の取得の詳細に関しては、以下 HP をご覧ください。

日本認証株式会社 <http://www.japan-certification.com/certifying-examination/>  
安全技術応用研究会 <http://www.sostap.org/>

### 4. セーフティベーシックアセッサ資格の取得について

今回の通達のなかで、セーフティベーシックアセッサ資格は、機械の使用者(ユーザー)の職長、作業主任者、各種安全担当者の機械安全教育に有効とされています。セーフティベーシックアセッサの資格取得のための定期試験は、毎年5月と11月に実施されます。詳細は、以下のパンフレットをご覧ください。

[http://www.japan-certification.com/wp-content/uploads/SBA-Mo\\_pamphlet\\_140401.pdf](http://www.japan-certification.com/wp-content/uploads/SBA-Mo_pamphlet_140401.pdf)

なお、同資格には、セーフティベーシックアセッサ資格(防爆電気機器安全分野)があり、爆発性雰囲気なかで使用する機械や設備の安全確保や運用のためには、この資格が有効です。機械運用安全分野と合わせてこの資格取得をお勧めいたします。

[http://www.japan-certification.com/wp-content/uploads/SBA-Ex\\_pamphlet\\_140401.pdf](http://www.japan-certification.com/wp-content/uploads/SBA-Ex_pamphlet_140401.pdf)

以上